

大分市広告料収入事業庁内検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 大分市広告料収入事業実施要綱（平成17年4月1日施行）の規定に基づく広告料収入事業（以下「事業」という。）の公共性及び中立性を確保するとともに、当該事業の円滑かつ効率的な実施を図るため、大分市広告料収入事業庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- （1）広告主の選定に関すること。
- （2）広告内容及びデザインに関すること。
- （3）その他事業の実施に関し市長が必要と認める事項

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者を委員として組織する。

- （1）広聴広報課長
- （2）管財課長
- （3）人権尊重推進課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は管財課長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、財務部管財課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。